

平成28年 多賀城市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 会議の年月日 平成28年3月23日(水)
- 2 招集場所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 大森 晃
学校教育課長 高砂 弘之
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 郷右近 正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 会議録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
臨時代理事務報告第4号 職員の人事について
議案第16号 議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について
議案第17号 教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則について
議案第18号 第3次多賀城市子ども読書活動推進計画について
議案第19号 職員の人事について
日程第5 その他

委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回定例会を開会します。

なお、本日の議案は先に配布されたとおりですが、お手元にありますように追加議案がございますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1 会議録の承認について

委員長

先ず、前回定例会の会議録について、承認を求めます。

会議録については、事前にお配りをいたしておりますので、本日は朗読を省略します。前回定例会の会議録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議がないものと認め、前回定例会の会議録については、承認されました。

日程第2 会議録署名委員の指名について

委員長

続きまして、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において菊池すみ子委員、樋渡委員を指名します。よろしくお願ひいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

委員長

これより、本会議に入ります。事務事業等の報告について、教育長の説明を求めます。

教育長

はい。諸般の報告をいたします。平成28年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、2月9日から29日間の会期で開催された「平成28年市議会第1回定例会」は、予定どおり3月8日に閉会いたしました。教育委員会

関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

3月9日、仙台市で第7回仙台管内教育委員会教育長会議が開催され教育長が出席しました。

学校教育課関係、市立学校の「卒業式」は、3月12日に中学校、3月18日に小学校で執り行われ、小学生580名、中学生594名が卒業しております。

平成28年度の「入学式」は、小・中学校とも4月8日に執り行われます。教職員の異動につきましては、市内での異動を含めて、転出が59名、転入が47名となっています。そのうち、小学校長3名が退職となります。

生涯学習課関係、2月27日、成人教育事業「金融講座、ライフプランと資産運用～私たちの暮らしと経済～」が中央公民館で開催され、生涯設計に基づいた資産管理の方法と考え方について12名が学びました。

同日、「ユネスコ無形文化遺産、国指定重要無形文化財特別観賞会」が文化センター大ホールにおいて開催され、821名が沖縄の伝統芸能「組踊（くみおどり）」を楽しみました。

3月4日から3月6日までの3日間、「見て、聞いて、体験して、楽しむ」のテーマの下、「文化センターまつり」が開催され、2,057名の入場者がありました。22団体の展示のほか、20団体が日ごろの活動成果を舞台上で発表しました。併せて、史跡ボランティアの会とジュニアリーダーエステバンによる体験コーナーも開催され、多くの市民が楽しみました。

3月12日、「生涯学習100年構想実践委員会あすなる教室」の閉講式が市民活動サポートセンターで行われました。

3月13日、「第25回多賀城市ソフトバレーボール大会」が総合体育館で開催され、26チーム156名が出場しました。混合一般の部はCHELSEA（ちえるしー）が優勝しました。

3月19日、将来のジュニアリーダーを養成するための「次世代リーダー育成研修」を利府町にある青少年の森で開催し、小学4年生から小学6年生までの25名が参加しました。専門講師とジュニアリーダー「エステバン」の指導により、リーダーとしての知識、技術を身につけるための自然散策や創作活動等を行いました。

3月21日、多賀城市立図書館が開館し、指定管理業務が開始されました。開館に先立ち、20日に市民内覧会を行い、1,900人が来館しました。

文化財課関係、3月13日、宮城県教育委員会による「多賀城跡整備基本計画の住民説明会」が市川区集会所において開催され、文化財課長が出席しました。

3月17日、「平成27年度第2回文化財保護委員会」を開催し、教育長、副教育長、文化財課長等が出席しました。平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画等の報告を行いました。

平成28年3月23日提出、教育長。以上でございます。

委員長

ただいまの教育長の事務事業等の説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

臨時代理事務報告第4号 職員の人事について

委員長

次に、議事に入ります。臨時代理事務報告第4号職員の人事について、教育長の説明を求めます。

教育長

臨時代理事務報告第4号職員の人事について、副教育長から説明いたします。

副教育長

臨時代理事務報告第4号職員の人事について、ご説明いたします。資料の3ページになりますが、このことについて、別紙のとおり発令したので、報告するものです。

この案件につきましては、管理職の異動ということで、教育委員会のほうには議案として提案すべき内容でございました。

この定例会の前に会議を開催するのが難しかったということで、教育長の臨時代理事務で進めさせていただいたというものでございます。

発令内容につきましては、4ページをご覧ください。3月21日付けの発令です。これは、3月21日から、市立図書館が指定管理者による運営となりました。そのため、3月20日まで市立図書館に勤務していた、館長の丸山隆を、21日付けで、生涯学習課参事に配置換えするものです。

なお、市立図書館には、その他にも管理職でない職員が2名おりましたが、その職員も生涯学習課に配置換えとなっています。以上で、説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

それでは、質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第4号を承認します。

議案第16号 議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

委員長

次に、議案第16号議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第16号議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について、副教育長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

議案第16号議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について、ご説明いたします。

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、異議ない旨、意見を申し出るものです。

改正する条例と、改正内容と、改正理由を順にご説明いたします。次の、6ページをご覧ください。市議会の議案になります。この議案は、3月28日に開催される予定の市議会の臨時会に提案される予定で進められています。

今回、改正するのは、条例が2つです。この題名の中にあるとおり、一つ目が、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」、二つ目が、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、になります。その二つの条例を一部改正するものです。

次に、その改正内容をご説明します。9ページの新旧対照表をご覧ください。

これは、二つの条例のうち、一つ目の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」ですが、改正内容は、この別表にあるとおりですが、教育委員会関係は、この表の一番上にありますが、教育委員会の委員の報酬月額を、41,000円から41,100円に、100円上げる改正を行うものです。

次に、11ページをご覧ください。二つ目の条例になります。「地方教育行

政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」です。

この条例ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成27年4月1日に、施行されました。その中で、教育委員会の委員長が廃止され、教育委員会の責任者としては、教育長になるという改正がありました。ただ、この法律施行前の教育長の教育委員としての任期が続く間は、委員長も引き続きその職務を行うとされております。

そのため、この新旧対照表にあるとおり、附則の第4項になりますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の経過措置が続いております。

この条例の経過措置中の、教育委員会の委員長と、委員の報酬月額を、ここに記載のあるとおり、委員長については、50,800円から51,000円に、200円の増額改正、委員については、41,000円から41,100円に、100円の増額改正になります。

現在の教育長の教育委員としての任期が続く間は、委員長も引き続きその職務を行いますので、委員長、委員の報酬月額につきましては、この経過措置の規定が適用されることとなります。

また、現在の教育長の教育委員としての任期が終了した後は、委員長職が廃止されますので、一つ目の条例の委員の報酬月額が適用されるということになります。

次に、委員長は200円、委員は100円を増額改正する理由について、ご説明いたします。市の一般職の職員の給料の改定につきましては、国の人事院勧告による給料表の改定に準じて、本市でも改定を行っております。

一方で、非常勤の特別職につきましては、平成10年度に改定されて以来、改定はされてきませんでした。これは、一般職の職員の給料の改定率が、高かった時には、それに準じて改定されていた時期もありましたが、一般職の職員の給料の改定率も、例えば、平成27年度は、プラスの0.36%、平成23年度はマイナス0.23%というように、プラスの場合も、マイナスの場合も、あまり大きくなく、毎年度改定しようとしても、金額自体に跳ね返らない状況が続きましたので、これまで改定しなかった経過がありました。

そして、改定しない人事院勧告の改定率ですが、平成10年度から平成27年度までで、累積しますと、マイナス8.68%になっている状況でした。

今回、平成27年度の人事院勧告で、民間賃金の水準や物価等を考慮して設定されている地域手当の支給割合が、多賀城市は平成28年度から10%になることになりました。

そのため、非常勤の特別職のうち、市議会議員についても、給料月額が改定されることになりましたので、非常勤特別職のうち市議会議員以外の特別職についても、改定することとなったものです。

具体的な計算式ですが、委員長の場合ですと、現在の金額、50,800円から、人事院勧告の累積改定率、マイナス8.68%を差し引いて、その数字に、地域手当分プラス10%を加えると、51,029円になります。100円未満を切り捨てて、51,000円にするものです。委員の金額につきましても、同様に計算して、41,100円になるものです。

最後に、資料の8ページをご覧ください。附則になりますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。以上で、説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第16号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第16号について原案のとおり決定します。

議案第17号 教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則について

委員長

次に、議案第17号教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第17号教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則について、副教育長から説明させます。

委員長

副教育長。

副教育長

議案第17号教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

この議案につきましては、2月の定例会の際に、提案させていただいておりますが、改正内容について文言等もう少し精査する必要があったことから、

取り下げいたしました。

本日、改めて提案させていただきましたので、よろしくお願いいたします。議案ですが、教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則を次のように制定するものです。

13ページ、14ページに、規則の改正案、15ページに、改正する規則の新旧対照表がありますが、新旧対照表のほうで、改正内容をご説明いたします。

平成28年1月の定例会でご説明いたしましたが、行政不服審査法の全面的な改正により、関係する規則の一部改正を行うというものです。

第2条は、教育委員会の議決事項の規定ですが、この第14号に「重要な不服申し立て、訴訟等の争訟及び和解に関すること。」とありますが、この規定を、左側の第14号と第15号にあるとおり改正するものです。不服申し立てはこれまで、異議申し立てと審査請求に分かれていましたが、審査請求に一元化されたので、第14号として、審査請求を規定するものです。

そのうち、括弧内に、「却下する場合を除く。」とありますが、審査請求が不適法であり、却下する場合には、教育委員会の議決ではなく、教育長の専決事項に規定するものです。

第15号については、不服申し立ての部分を第14号としたことから、一部文言の整理を行ったものです。また、既存の第15号は、1号繰り下がって、第16号となるものです。

次に第4条の改正について、ご説明いたします。右側の旧のほうをご覧ください。第4条第1項第10号に、「多賀城市情報公開・個人情報保護審査会への諮問」とありまして、その4行下にも「同審査会への諮問」という文言があります。

1月の教育委員会定例会の議案第3号で、行政不服審査法の改正に伴い、「多賀城市情報公開条例及び多賀城市個人情報保護条例に係る処分又は不作為について審査庁を市長に一元化することについて」説明させていただきました。

平成28年4月1日から、「多賀城市行政不服等審査会」が設置されることにより、既存の「多賀城市情報公開・個人情報保護審査会」が廃止されますので、既存の審査会に関する規定を削るものです。

左側の新の第10号にあるとおり、「及び多賀城市情報公開・個人情報保護審査会への諮問並びに」を削ります。

また、その4行下の、「同審査会への諮問」については、「多賀城市行政不服等審査会への諮問並びに多賀城市行政不服等審査会条例第3条第2項の

規定に基づく同審査会への意見の求め」に改めるものです。

ここで、第3条第3項とありますが、これは第3条第2項の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

これは、これまで同様の、新しい審査会への諮問と、新しい条例の第3条第2項に基づいて、審査会に意見を求める際には、教育長の専決にするというものです。

次に、新旧対照表の新的、第11号から第13号までの規定につきましては、第2条の改正と同様です。この第11号に「軽易な不服申し立て、訴訟等の争訟及び和解に関すること。」とありますが、この規定を、左側のとおり第11号と第12号に改正するものです。不服申し立てはこれまで、異議申し立てと審査請求に分かれていましたが、審査請求に一元化されたので、第11号として、審査請求を規定するものです。

そのうち、括弧内に、「第2条第14号に掲げる事項を除く。」とありますが、教育委員会の議決に係る部分については、除くものです。

第12号については、不服申し立ての部分を第11号としたことから、一部文言の整理を行ったものです。

また、既存の第12号は、1号繰り下がって、第13号となるものです。最後になりますが、14ページをご覧ください。この規則は、平成28年4月1日から施行するものです。

13ページをご覧ください。誤りがありましたので、訂正をお願いします。下から6行目の中ほどに、第3条第3項とありますが、第3条第2項に訂正をお願いします。以上で、議案第17号の説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第17号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第17号について原案のとおり決定します。

議案第18号 第3次多賀城市子ども読書活動推進計画について

委員長

議案第18号第3次多賀城市子ども読書活動推進計画について、教育長の説明を求めます。

教育長

議案第18号第3次多賀城市子ども読書活動推進計画について、生涯学習課長から説明させます。

委員長

生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、「議案第18号第3次多賀城市子ども読書活動推進計画について」を説明させていただきます。

本案は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間としていた第2次多賀城市子ども読書活動推進計画の後継計画として、第3次多賀城市子ども読書活動推進計画を策定するというものです。

はじめに、1ページの「もくじ」をご覧ください。第3次計画の計画書の構成ですが、2ページからの「計画策定にあたって」、6ページからの「第2次計画の検証」、8ページからの「第3次計画の内容」、14ページからの「参考資料」の、大きく4つのパートから成り立っています。

「計画策定にあたって」では、子ども読書活動推進計画のこれまでの経過や子どもの読書に関する全国的な傾向などを掲載しております。

「第2次計画の検証」では、現在の計画での取組の成果と課題を明らかにしております。第3次計画の策定に際して、第2次計画の検証は重要であり、この計画書のボリュームの約半分を占めるほどになっておりますが、この計画書は第3次計画を定めることを主としておりますので、計画書としての全体の流れに配慮して、「第2次計画の検証」ではその成果と課題を一覧表にまとめ、その詳細な内容を「参考資料」に掲載することとしました。

次の「第3次計画の内容」では、第3次計画での目標値や取組の方向性を明らかにしております。

2ページをご覧ください。「計画策定にあたって」の1の「計画策定の背景」ですが、従前の例に倣って本市における計画策定の経過等を記載することとしておりますが、第2次計画期間からの大きな変更点として、子どもの読書活動を推進する核となる新市立図書館の開館に関する記述を加えることとしました。具体的には第3段落のところになります。

次の3ページですが、子どもの読書活動を推進するための国、県、市の主な取組や関係法律の改正などを時系列に一覧表にまとめたものを掲載することとしました。

次に、4ページの「読書活動を推進する意義」については、中段以降にありますように、独立行政法人国立青少年教育振興機構が平成25年2月に公表した「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究報告書」の一部を引用し、子どもころの読書活動がいかに大切かということを強調することとしました。

次に、5ページの「子どもの読書活動の現状に関する全国的傾向」については、公益社団法人全国学校図書館協議会で公表している、過去31回分の5月1か月間の平均読書冊数の推移のグラフを引用し、全国的な傾向を示すこととしております。このグラフからは、小学生、中学生ともに平均読書冊数に増加傾向が認められるものの、中学生では小学生に比べて伸び率が低い状況にあることが読み取れることと思います。

以上のような全国的な傾向をも踏まえた上で、本市の第3次計画を策定することとなります。

次に、現在の計画である第2次計画での取組の成果と課題ですが、冒頭に申し上げましたように、詳細は「参考資料」として整理しております。また、7ページから8ページには、成果と課題を一覧表としてまとめております。

15ページ以降の「参考資料」に基づいて説明させていただきます。15ページをご覧ください。はじめに、「第2次計画期間中の数値目標の達成状況」ですが、目標1として、小学生の年間読書冊数を60冊と設定しておりました。調査年度が平成24年度、平成25年度の2年度になりますが、全国平均には及ばないものの、両年度ともに目標値を大きく超えております。目標値を超えることとなった主な要因は、第2次計画に携わる多様な主体の取り組みの成果であると分析しています。

次に、目標1-1「小学校学校図書館年間貸出冊数30冊」は、平成24年度から減少傾向にありますが、目標を達成しており、第1次計画期間の数値と比べて高水準を維持しております。第1次計画期間での取組内容と第2次計画期間での取組内容との違いから推し量ると、学校図書館と市立図書館とが連携し、学校司書の派遣や授業支援等に取り組んできたことが成果を上げた主な要因であると考えられます。

次に、目標1-2「小学生市立図書館年間貸出冊数20冊」は、目標未達成で、第1次計画時と比べて減少となりました。これは学校図書館の充実に伴い、市立図書館の利用に影響を及ぼしたものと考えています。

次の目標1-3の「小学校朝の読書タイム実施校数6校」は、年度途中で平成27年度で目標達成となっています。

次のページをご覧ください。目標1-4の「小学校読書活動推進の独自取

組実施校数6校」は平成24年度から達成しております。具体的な独自取組の内容、実施校数は、下の表に記載のとおりです。

次のページをご覧ください。続いて、中学生あるいは中学校で設定した数値目標についてですが、目標2の「中学生の年間読書冊数24冊」は、平成24年度、平成25年度ともに、全国平均や宮城県平均には及びませんでした。設定した数値目標を達成することができました。

次に、目標2-1「中学校学校図書館年間貸出冊数6冊」は、目標未達成で、第1次計画期間から横ばいの状態です。小学校学校図書館年間貸出冊数が第1次計画から大きく増加しており、小学校との事業実施内容の違いを考えると、市立図書館との連携が未実施であることが目標未達成の要因として考えられます。

次のページをご覧ください。目標2-2「中学生市立図書館年間貸出冊数2.5冊」も目標未達成でした。第1次計画時よりもさらに低調となっており、小学校と異なり移動図書館車が巡回していないことなどの要因が考えられますが、主たる要因を特定できていませんので、今後の取組の中で調査検討を進める必要があると考えております。

目標2-3「中学校朝の読書タイム実施校数4校」と次のページの目標2-4「中学校読書活動推進の独自取組実施校数4校」はともに平成24年度から目標を達成しています。

次のページ、21ページをご覧ください。目標3の「読み聞かせ年間活動回数」は、数値目標は設定せず、取組状況の把握を行ったものです。市内の様々な場所で読み聞かせ活動が行われ、子どもたちが本に親しむ機会の充実が図られていることが読み取れるものと思います。

22ページ以降の「第2次計画期間中の主な取組」は、「読書文化の普及啓発」、「読書機会の充実」、「読書環境の充実」、「関係機関との連携協力」などの項目ごとに取組内容をまとめたものです。後ほど参照いただきたいと思います。

続いて、第3次計画の内容について説明させていただきますので、9ページをご覧ください。第3次計画の「計画期間」は、記載のとおり、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。これは、第五次多賀城市総合計画の後期基本計画の計画期間と同一の期間です。

次に「対象者と取組主体」ですが、対象者は乳幼児から中学生までの市民とし、取組主体は子どもの保護者や家族、地域社会、行政機関、市内各小中学校とするものです。

「計画の目指す姿」は、記載のとおりですが、読書機会の充実、読書の習

慣化、読書環境の充実などです。

この計画の「基本理念」としては、本の素晴らしさ、読書の楽しさを普及し、読書しやすい環境を整備することによって市全体で子どもの読書活動を推進していくこととしております。

以上申し上げました基本理念を持って計画の目指す姿を達成するための基本的方策は、10ページに記載のとおり「読書文化の普及啓発」、「読書機会の充実」、「読書環境の充実」、「関係機関の連携協力」の大きく4項目となります。

次のページ、11ページをご覧ください。第3次計画においても、数値目標を設定することとしますが、目指す姿の到達度合いや基本的方策の達成度合いは単年度での把握が困難であることから、第2次計画と同様に代替指標によって成果を図ることとし、第2次計画の結果を踏まえた数値目標を設定することとしております。

目標1の小学生の年間読書冊数は、第2次計画の実績を踏まえ、第三次みやぎ子ども読書活動推進計画の目標値と同数値の120冊とします。小目標として4つの目標も掲げていますが、第2次計画の実績を踏まえつつ、目標未達成であった項目は目標値を据え置くこととしております。

中学生に関するものとして目標2の年間読書冊数は48冊とし、これに付随する4つの小目標も小学生ものと同様の考え方でそれぞれの目標値を設定することとしております。

目標3は、読み聞かせの年間活動回数ですが、第2次計画と同様に数値目標の設定は敢えて行わず、取組状況を把握するに留めることとします。

第3次計画での取組に関しては、その方向性や枠組みは12、13ページに記載のとおりです。大きく6項目にまとめております。

1点目として、12ページの「未就学児及び保護者に対する読書推進の取組」、2点目として、「学校図書館の充実」、次に3点目として、13ページの「市立図書館の充実」、4点目の「読書活動の啓発」、5点目の「家庭、地域、学校、行政、民間団体などの関係機関との連携強化」、最後に6点目として「関係機関ごとの具体的取組」になります。

それぞれの項目の内容については、後ほど確認いただきたいと思います。これらの方向性や枠組みに基づいて、今後5年間の具体的な取組を行っていくこととします。以上で、議案第18号の説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、何か質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

11ページの目標1で小学生の年間読書冊数が120冊、月に10冊となっていますが、7ページの第2次計画の目標値では、60冊となっており、倍になっています。目標を高くするのは素晴らしいのですが、中学生も年間24冊が48冊に高くなっていますが、逆に、年間貸し出し冊数は6冊から4冊に低くなっています。実態に近いものということで、中学生の場合は少し低くしたということなのでしょうか。

生涯学習課長

今回、年間読書冊数は小学生、中学生ともかなり高い冊数と見られるかもしれませんが、実際には、7ページ、8ページの表をご覧くださいなのですが、8ページの中学生の年間読書冊数ですが、すみません、ここが「貸出冊数」になっていますが、「読書冊数」の誤りです。訂正させてください。

小学生、中学生とも、実績値をベースにして目標値を設定しております。第2次計画の場合ですが、目標値を上回る実績値でしたので、こちらをベースにしたというものです。

中学校の学校図書館での貸出冊数を4冊にしたところですが、第2次計画の目標6冊が未達成だったということもありますので、下方修正させていただいたものです。無理のない範囲でということもありますが、中学生の状況ですが正確にどういったところで伸び悩んでいるかをうまく把握できていない状況でしたので、様子を見させていただきたいということです。

なお、学校図書館での貸出冊数、市立図書館での貸出冊数を積み上げても、年間読書冊数とは、だいぶ乖離があります。これについては、おそらく購入されているとか、友達から借りるとか、そういった学校や市立図書館以外の方法で書籍を手に行っているケースが相当あるものと考えております。

樋渡委員

新しい市立図書館も素晴らしいものができました。特に小学生や中学生も利用が多くなるのではないかなと思いました。ありがとうございました。

委員長

他に、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

委員長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第18号について御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

委員長

異議がないものと認め、議案第18号について原案のとおり決定します。

議案第19号 職員の人事について

委員長

当初の案件については以上ですが、引き続き追加提案のあった議案第19号を議題とします。本件については、人事案件ですので、秘密会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議がないようですので、これより秘密会といたします。それでは、関係課長以外は、暫時、退場願います。

(学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長 退室)

(秘密会の会議録については、別途作成)

(学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長 入室)

日程第5 その他

委員長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第3回定例会を終了いたします。

午後1時55分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成28年4月28日

多賀城市教育委員会

委員長

印

委員

印

委員

印